横浜市と住宅金融支援機構が連携

令和５年４月版
www.flat35.com

横浜市省エネ住宅住替え補助制度を利用する方に
最大**100**万円の助成

横浜市
×
住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

【フラット３５】Ｓで
さらに金利を引下げ

当初10年間又は５年間の借入金利　年**0.25**%引下げ

【フラット35】地域連携型

横浜市省エネ住宅住替え補助制度に関するご相談は
横浜市建築局住宅部
住宅政策課
☎ 045-671-2922

【フラット３５】に関するご相談は 住宅金融支援機構 Japan Housing Finance Agency
お客さまコールセンター
0120-0860-35（通話無料）
営業時間 ： ９：００～１７：００（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
ご利用いただけない場合（国際電話など）は、次の番号へおかけください。
０４８－６１５－０４２０ （通話料金がかかります。）

横浜市省エネ住宅住替え補助制度の概要

子育て世帯等が行う最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅等への住替えを行う場合に最大**100**万円を補助！

※市内の自己所有物件からの住替えは対象外、基礎額：70万円、市外から転入した場合：30万円を加算

■対象住宅（いずれか）
新築型　：断熱等性能等級６又は７の省エネ性能を有している新築住宅
リノベ型：窓など全ての開口部が断熱改修（ＺＥＨレベル以上）されており、
新耐震基準に適合している既存住宅

■対象世帯（いずれか）
ア　申請時点において、子（年齢は令和５（2023）年４月１日時点で18歳未満。
すなわち平成17（2005）年４月2日以降出生の子）を有する世帯
イ　申請時点において、夫婦であり、令和５（2023）年４月１日時点で
いずれかが49歳以下である世帯

※「横浜市省エネ住宅住替え補助制度」の詳細は横浜市のホームページをご確認ください。

【フラット３５】Ｓとの併用でさらに金利を引下げします！

【フラット３５】地域連携型（子育て支援）　当初10年間　年0.25%金利引下げ
対象世帯のうちアに該当する世帯で、「横浜市省エネ住宅住替え補助制度」の補助金を受ける方

【フラット３５】地域連携型（グリーン化）　当初５年間　年0.25%金利引下げ
対象世帯のうちイに該当する世帯で、断熱等性能等級６又は７の省エネ性能を有している新築住宅への住替えを行い、「横浜市省エネ住宅住替え補助制度」の補助金を受ける方

【フラット３５】地域連携型をご利用いただくための要件

【フラット３５】地域連携型をご利用いただくためには、横浜市から、
「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

（注）この他、【フラット３５】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。
各基準の詳細は、フラット３５サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット３５】地域連携型を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」について

横浜市でご利用いただける【フラット３５】地域連携型はこちら

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット３５】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット３５】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット３５】地域連携型の内容などの詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット３５】Sとは、【フラット３５】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット３５】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット３５】Ｓの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか１つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）をご覧いただくか、お客さまコールセンター（0120-0860-35）までお問合せください。●【フラット３５】Ｓには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

（令和5年4月現在）